



平成27年6月19日

各位

会社名 株式会社エフピコ
代表者 代表取締役社長 佐藤 守正
(コード番号7947 東証第1部)
問合せ先 常務取締役総務人事本部本部長
高橋 稔
(TEL 084-953-1145)

【内部統制システムに関する基本方針】の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成27年5月1日施行の改正会社法に基づき、平成27年6月19日の取締役会において、次のとおり内部統制システム基本方針の一部改定について、決議いたしましたので、お知らせいたします。
なお、改定箇所につきましては下線で示しております。

記

【内部統制システムに関する基本方針】(平成27年6月19日改定)

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため体制と損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① コンプライアンス体制

取締役及び使用人が、高い倫理観と社会的良識を持ち、コンプライアンス精神の浸透を図ることを目的に制定した「エフピコグループ行動憲章」、「エフピココンプライアンス行動規範」を会社法の精神に則り、取締役及び使用人に対して周知を図る。

法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、内部通報制度に基づき、専用の通報窓口を設置するとともに通報者の不利益の防止を図る。

法務・コンプライアンス統括室において、グループ横断的にコンプライアンスに係る教育・研修、内部通報制度の運用状況の検証、その他コンプライアンスについての取り組みを推進する。

② リスク管理体制

「リスク管理規程」を定め、リスクを区分してグループ全体のリスクを適切に管理する。具体的には、生産・物流・販売に関する業務リスクでは、月次で役員、執行役員、ジェネラルマネージャーによるオペレーション会議が開催され、リスクを共有化すると共に課題・対応策を審議する。また、グループ会社のリスク管理では、週次で役員、執行役員、監査役、グループ会社の代表者による情報交換会が開催され、リスクを共有化すると共に課題・対応策を審議する。

当社グループに危機的事態が顕在化したときには、その被害を最少化するための危機管理について「危機管理規程」を定め、当社及び当社子会社の取締役及び使用人に周知する。

③ モニタリング体制

業務執行部門とは独立した社長直轄の監査室による内部監査を実施し、業務執行部門のリスク管理状況、コンプライアンス状況も含めモニタリングを行なう。これにより、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。

④ 情報開示統制

法定開示及び適時開示に係る情報は、秘書室に情報集約し、関係部門と協議の上、開示の必要性要否の判断を行なう。より一層透明性を確保し健全性を図るため、「インサイダー情報管理規程」に基づき情報開示体制を確保する。

(2) 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務に係る情報の保存・管理は、「文書管理規程」で定め、適正な運用を図るものとする。保存文書の保存年限は、関係法令で定められた期間とし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持するものとする。

(3) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、会社法の規定に基づき、取締役会、監査役及び監査役会、会計監査人を置く。また、経営に関する重要事項を協議する機関として、経営会議を設置する。

取締役会は「取締役会規程」、監査役は「監査役会規程」、「監査役監査基準」に則り、各々の職務を遂行する。これをもって、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保し、監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制とする。

当社及び子会社は、グループ共通の会計管理システムを導入すると共に、キャッシュ・マネジメント・システムを導入し、グループ全体の資金調達の効率化を図り効率的な職務執行体制を確保する。

(4) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社が定めるグループ運営規程において、子会社の経営上の重要事項または問題が発生した場合、速やかに主管本部・主管会社へ報告・連絡すると共に、当社への報告を義務づけ、子会社の財務状況やその他重要情報について、必要に応じて随時報告を実施する。

その他当社グループは、月一回、当社及び当社子会社の取締役が出席する経営会議を開催し、当社子会社において発生した重要な事象について経営会議における報告を義務づける。

- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、また、その使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。

当該使用人は、監査役の指示命令に従うものとし、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等、雇用に係る重要事項についてはあらかじめ監査役会の同意を得るものとする。

- (6) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

その他の監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならないものとし、取締役及び使用人は「監査役会規程 細則」に則り、監査役への報告を遅滞なく行う。同時に、内部通報制度に基づき監査役への報告を遅滞なく行うよう、取締役及び使用人に対してその周知を図るものとする。

また、監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行う事を禁止し、その旨を周知徹底する。

- (7) 監査役の仕事の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の仕事の執行について合理的に生ずる費用の前払いまたは償還、その他当該仕事の仕事の執行について生ずる費用または債務を、監査役の請求に基づき速やかに処理するものとする。

- (8) その他監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、「監査役会規程」、「監査役監査基準」に則して行動するとともに、会計監査人、監査室と緊密な連携を保ち、合理的な監査に努めることで監査役の仕事が実効的に行われることを確保するものとする。また、必要な場合には、専門家(弁護士・公認会計士・税理士・コンサルタント等)との意思疎通を図るなどの対応を行うこととする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方は、「エフピコグループ行動憲章」、「エフピココンプライアンス行動規範」で定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関係を持たず、不当・不法な要求には一切応じないものとする。

反社会的勢力に対する対応は、総務部が総括し必要に応じて警察等の外部専門機関と連携して対処する。